

この請求書の記載及び封筒への封入等を行うに当たっては、マスクの着用や手指衛生等により感染拡大の防止に努めてください。

特例郵便等投票請求書

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（以下「特例法」という。）第3条第1項の規定により、令和5年4月9日執行の北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙において、次の現在する場所で郵便等による投票を行いたいので、特例法施行令第1条第1項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

令和5年●月●日

札幌市中央 市●区●町・村 選挙管理委員会委員長 殿

1 請求者	フリガナ	ホッカイ タロウ
	氏名 (署名)	北海 太郎
	住所	〒060-8558 札幌市中央区北3条西6丁目●番●号 ●●マンション ●号室
	連絡先 電話番号	090 (1234) ●●●●
	メールアドレス	abc123@sample.xx.jp
生年月日	明治・大正・昭和・平成 ●●年 ●●月 ●●日	
2 現在する場所 (投票用紙等送付先)	<input type="checkbox"/> 住所と同じ <input checked="" type="checkbox"/> 住所以外 (以下に記載) 〒060-●●●● 札幌市●●区●条●丁目●番●号 ◆◆◆◆ホテル ●●●●号室	
3 提示 (同封) する文書	(1) 外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面 (次の①～③のいずれかを選択) <input type="checkbox"/> ① 感染症法による外出自粛要請に係る書面 (就業制限に関する書面を含む) <input type="checkbox"/> ② 検疫法による外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面 <input checked="" type="checkbox"/> ③ 上記の書面の提示 (同封) をすることができない旨申し出ます。 (次の(a)を記入した上で、(b)又は(c)のいずれかを記入) (a)理由 <input checked="" type="checkbox"/> 保健所から外出自粛要請又は隔離・停留の措置を受けたが、書面を交付されていないため <input type="checkbox"/> 交付された書面を紛失したため <input type="checkbox"/> 医療機関を受診せず自ら検査キットで陽性を確認した者として、健康フォローアップセンター等に登録したため <input type="checkbox"/> その他 () (b)保健所又は検疫所の名称 (●●保健所) (c)登録した健康フォローアップセンター等の名称及び当該フォローアップセンター等の設置主体である自治体 (●●●●陽性者登録センター ●●●●) 2) その他の文書 (該当する場合のみ選択) <input type="checkbox"/> 選挙人名簿登録証明書 (選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員の場合)	
4 引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認の申請	<input type="checkbox"/> 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、住所の移転後も引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を申請します。	

必ず自分で記載 (自署) してください。

連絡の取れる電話番号を記載してください。

メールアドレスを持っていれば、記載してください。

書面の提示ができない場合は③を選択し、理由及び要請等のあった保健所又は検疫所の名称を記載してください。

ただし、陽性者登録センター等に登録した場合は、センターの名称とセンターの設置主体である自治体を記載してください。

備考

- 氏名欄の氏名は、必ず自分で書いてください。
- 投票用紙等は現在する場所に郵便等により送付されますので、住所を記載してください。
- 請求に当たっては、外出自粛要請又は隔離・停留の措置 (特例法第2条第1項第1号の書面) を提示 (同封) してください (当該書面は、投票用紙等と併せて提出してください)。
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による外出自粛要請 (同法第14条第1項第3号) に係る書面 (同法施行令第1条第2項第1号) 又は検疫法による検疫 (同法第14条第1項第1号又は第2号) による隔離・停留の措置 (同法第14条第1項第1号又は第2号) による就業制限の通知 (同法第14条第1項第2号) に係る書面 (同法施行令第1条第2項第1号) により、特別の事情により備考3の書面の提示 (同封) をすることができない場合 (特例法第2条第1項第1号の書面) を提示 (同封) してください。
- 選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員の場合は選挙人名簿登録証明書を同封してください。
- 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、住所の移転後も引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を申請するには、表中4にチェックを入れてください。
- この請求書の提出は、代理の方により行うことができます。

道内の市町村から道内の他の市町村に住民票を移した方で、3ヶ月を経過していない方は、移転前の市町村へ投票用紙を請求することとなります。

投票用紙を請求し投票するためには、「引き続き北海道の区域内に住所を有すること」について確認を受ける必要がありますので、該当する方は選択してください。

る書面 (次の

が証する書面

ックを入れて

(特例法施行